

茨城県こども計画（仮称）策定のための基礎調査業務委託仕様書（案）

1 業務名称

本業務は「茨城県こども計画（仮称）策定のための基礎調査業務」とする。

2 目的

この調査は、こどもや若者、こどもを養育する者の意見や意識、活動や生活実態、支援ニーズ等を明らかにし、茨城県こども計画（仮称）策定の際に、こども等の意見を反映させるための各種基礎資料取得と、調査結果の分析を行うために行う。

3 業務期間

本業務の契約期間は、業務委託締結の日から令和6年3月31日までとする。

4 委託内容

こども計画策定のための調査（アンケート）の集計、クロス集計、分析を以下のとおり行う。

（1）調査の概要

①調査対象

県内の未就学児保護者、小学生・中学生・高校生とその保護者及び若者等
計 22,000 人程度回収予定

②調査方法

- ・無記名アンケート方式
- ・未就学児保護者及び若者は、インターネット調査で配布・回収
- ・小学生、中学生、高校生及びその保護者は学校を通じて調査票を配布・回収。
なお、児童・生徒への調査票は学校を通じて紙調査票の配布を想定しているが、保護者への調査票は紙調査票の他、QR コードやインターネットを活用した調査票も可とする。
- ・調査内容は調査区分ごとに県が作成した項目を提示する。設問は 30 問程度とする。
- ・小学生、中学生、高校生とその保護者向け調査票は、親子が同一番号となるようにナンバリングを行う。
- ・契約後は、発注者と打合せの上内容を決定すること。
- ・調査票配布先は県が指定する。
- ・調査票周知チラシ（電子データ）を作成すること。
- ・調査票配布先以外にも、いばらき結婚・子育てポータルサイトからアンケート画面を閲覧し、回答できるようにする

<調査票配布先（予定）>

調査区分	調査対象者	調査予定箇所数/人数	調査対象者への配布・回収
未就学児	保護者	44 市町村	幼稚園・保育所を通じて配布（※1）
小学1年生	保護者	2,000	学校を通じて配布 学校数は20箇所以内とする
小学5年生	児童	2,000	
	保護者	2,000	
中学2年生	生徒	2,000	
	保護者	2,000	
高校2年生	生徒	2,000	
	保護者	2,000	
18歳～概ね30歳までの若者等	若者	4 大学程度	大学等を通じて配布
子育て施設等	保護者	44 市町村	施設へ配布（※1）

※1 市町村を通じて配布。依頼は県が行う。回収は委託業者。

※2 回収率の増減による契約金額の変更は行わない。

(2) 調査業務

①アンケート実施

※インターネット調査の場合

- ・アンケート画面作成
- ・アンケート配信・実施
- ・回答データ回収・管理

※郵送調査の場合

- ・調査票作成、印刷、封入、配布
- ・調査票回収・管理

②調査先の選定

- ・調査先については県が選定する

③調査結果の集計・分析

- ・回答の単純集計、クロス集計、分析及び調査結果報告書の作成

(3) 作業工程

- ①配布・回収方法、調査先の選定については、県と協議のうえ決定すること。
- ②調査結果については、県が別途指定する期日までに中間報告を行うこと。なお、集計内容・項目・分析方法等については、県と協議のうえ決定すること。
- ③クロス集計及び分析を含めた最終的な調査結果については、「概要版」と「詳細版」

を提出すること。なお、集計内容及び項目については、県と協議のうえ決定すること。

5 成果品の提出

本業務の成果品を以下のとおり提出する。

(1) 中間集計結果報告書

- ・電子データをCD-ROMで提出（1枚）

(2) 調査結果報告書

- ・概要版の電子データをCD-ROMで提出（1枚）
- ・詳細版の電子データをCD-ROMで提出（1枚）

※成果品電子データは直接印刷が可能な解像度の完成原稿の形（PDF）及び編集が可能な形式（Microsoft Word、Excel、またはパワーポイント形式）で納品のこと。

6 資料等の保管等

回収したアンケート調査は、契約終了時まで受託者が善良な管理者の注意義務をもって保管し、完了後返却すること。また、パソコンのハードディスク・外部媒体等に入力したデータについては、消去したことを報告すること。

7 スケジュール（予定）

令和5年11月中旬 打合せ

11月下旬 茨城県少子化対策審議会（書面開催、調査票内容審議）
打合せ

12月中旬 調査票配布

12月下旬 調査票回収

令和6年1月下旬 中間集計結果報告書提出
打合せ

2月中旬 調査結果報告書提出

2月中旬 茨城県少子化対策審議会（調査結果への意見聴取）
（オブザーバー参加）

3月中旬 調査結果公表

※打合せ日程、回数は変更することがある。

8 その他

- ・県の審議会開催時には、オブザーバーとして出席し、必要に応じて調査結果等についての説明を行うこと。（年1回開催予定）
- ・納品物及び受託者の提供する集計・分析データ及び報告書等は、県の審議会において報告し、ホームページに掲載する予定である。

- ・受託者は、常に県と密接な連絡を取り、その指示に従い、委託契約期間内に業務を完了すること。
- ・本調査業務に関する協議、打合せ等の必要経費、その他業務に要する経費は、すべて受託者の負担とすること。なお、打合せは、原則として、県が指定する場所で行うこと。
- ・プライバシーの保護に十分留意するとともに、本調査により得られたデータを他の目的に使用しないこと。
- ・その他、この仕様書に定めのない事項又は調査内容等に疑義が生じた場合は、事前に県と協議すること。

9 納入先

納入先は次のとおりとする。

茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県福祉部子ども政策局少子化対策課